

平成20年1月18日
内閣府（防災担当）

「大規模災害時における住家被害認定業務の実施体制整備に関する検討会」（第2回）
議事概要について

1. 検討会の概要

日 時：平成20年1月11日（金）14:00～16:00

場 所：内閣府（防災担当）特別会議室

出席者：重川座長、杉山委員、田村委員、中埜委員、細貝委員、阿部オブザーバー（代理人出席）、田中オブザーバー

兵庫県 城戸防災技術参事

内閣府 篠原災害復旧・復興担当参事官、塩本参事官補佐、椎名参事官補佐

2. 議事概要

住家被害認定業務の実施体制整備に係る参考例として、兵庫县城戸防災技術参事に家屋被害認定士制度についてのヒアリングを実施し、田村委員より災証明発行に係るデータベースの運用について報告があった後、議論を行った。

<主な発言>

○ 被害認定に係る課題としては、

- ①調査方針について最終的には各市町村の判断に委ねられること
- ②各市町村の認識が不足していること
- ③ノウハウを持った職員が不足していること
- ④運用指針が複雑であること
- ⑤調査員の確保と教育の問題

などがあることから、兵庫県ではこうした問題点を解消し、被害調査を迅速かつ公平・均一に実施するために家屋被害認定士制度を創設することとした。

○ 家屋被害認定士制度の役割としては、認定士の事前養成、統一的な調査手順書及び教育・訓練用教材の整備、相互応援体制の構築などがある。研修は平成17年より行っており、全ての課程を修了した人を認証している。現在は398名が認証されており、相互応援時の身分の取り扱いは相互応援協定に定められている。

○ 知事により認証された家屋被害認定士は、市町村長より調査員に命ぜられ即戦力として被害調査を行うとともに、判定方法等やその考え方を被災者に説明し、常に自己研鑽を行うほか、他の職員等に対しても必要な教育・訓練を行うものとしている。

○ 家屋被害認定士として、県の不動産・税関係部局等の職員から知事が候補を選定したり、各市町村でも候補を選定するほか、建築及び不動産関係団体の長が当該団体の会員の中から家屋被害認定士として協力できる方を選定して頂くこととしている。

○ 今後の課題としては、都道府県をまたぐ広域的な応援態勢の構築と、関係する建物被害調査との混乱に対する整理がある。後者については、応急危険度判定で赤紙となった建物に関する被災者への説明を一元的に行える職員の養成の問題などがある。

- 被災者にとっては、応急危険度判定、被災度区分判定、被害認定の3調査の関係性が全く理解できない。応急危険度判定で赤紙（危険）とされても、隣家の倒壊により危険とされる場合などがあり、このような場合は被害認定では無被害になる、といったことが理解されていない。運用ルールの統一化を図って頂きたいと思う。
- 阪神・淡路大震災当時は携帯電話もカーナビもパソコンもまだ普及していなかった。当時は被災者も災害証明が何であるのか知らなかったが、今では災害証明があらゆる支援制度のパスポートとなっているため、市民は非常に興味を持っている。当時は災害証明をもらわずに自力で家を直すという人もいたが、これからはそういう人は少なくなるだろう。
- 被災者の立場に立つと、応急危険度判定と家屋被害認定、災害証明というのはまとまったものでないと混乱するのではないか。
- 家屋被害認定士制度は、知事が認定し、被害認定の調査員は市町村長が任命、としたことで、知事が市町村長をリードしたところがポイントである。制度創設時の検討では、市町村長が協定に加入してくれるかどうか、知事がリードする仕組みが可能かといったところが議論となった。
- 平時からの準備が非常に重要である。中越沖地震でも応援を多数要請する必要があったが、応援調査員の教育が大きな課題となっていた。スピードも求められる中で、総合的な調査の仕組みや運用の統一化を図っていくことは非常に重要である。
- 大規模災害時において、職員が3分の1しか参集できないような場合でも最低1人は被害認定を理解している人がいるようにと考え、各市町村で家屋被害認定士を最低3人は認定している。また、70名超が民間団体からの認定である。
- 災害証明発行業務の一番大きな課題として、職員の疲弊がある。災害証明発行業務は直接被災者を相手に夜半まで続くこともあり、体力的にも精神的にも疲弊する。応援職員は日々交代していくが、被災市町村の職員は交代無しで業務を担当することとなるため、被災市町村職員のケアや応援態勢の工夫も必要だろう。
- 被害認定調査は応援の必要性が認識されているが、調査結果を生活再建支援に結びつけるための（災害証明発行）業務については応援の必要性の認識が薄いことが問題である。
- 被害認定は調査をもって「終わり」とするのではなく、生活再建支援に結びつける必要があるという一連の流れを理解することが重要である。応援体制もそのことを念頭に構築することが必要であるが、大量の応援を長期間継続することには困難も伴うことから、システムの効率化することも重要である。
- 災害証明発行に係るデータベースについては、市町村毎に保有しているデータの形式が違うことから市町村毎に開発するしかないが、その手間が理解されない一方で、試験的な運用ができないため信頼性が疑問視されたりといった様々な圧力がかかってくる。
- 被害認定は応急危険度判定ほどには体制が確立されたものとはなっていないことから、体制整備の項目は網羅的に列挙するよりも、本当に重要な内容に絞り込んだ方がよい。現場では、被害認定の写真事例集は非常に使われているが、あの程度の内容としないと災害

時には活用出来ないのではないか。

- 重要なのは、災害が起きてから、被災地の市町村同士が情報を共有することである。被災後、迅速に応急危険度の担当も含めて連絡調整機関を設置し、調査をどのように実施するか、いつからどのように災証明を発行するか、問題があればどのように解決するか等を被災市町村全体で決定するための協議体制を作るのが一番役に立つのではないか。
- 現実的に災害が起こった場合に、市町村だけでなく県も参加して、調査方針の段階から市町村間の調整を図っていくことが必要であると考えます。
- 応急危険度判定は、建築部局の縦のつながりで、都道府県から市町村への電話一本で素早く動き始める。被害認定に係る自治体間の調整についても、都道府県の建築部局との調整がまず必要となってくるだろう。
- 事細かに項目を整理して都道府県等に配布するよりも、どうしてこのような業務が必要であるかを説明して、各自治体においてそれぞれ必要な項目を整理して頂くようにする方がよい。一方で、整理する項目の例として網羅的なものがあったてもよい。そのあたりを切り分けて考える必要がある。
- 実施体制整備をどのように実現するかが重要である。各自治体において整理して頂くためにどのような仕掛けを講じるかが一番重要な論点であろう。
- 体制整備面において被災自治体は大変苦勞しており、他の自治体で同じ苦勞をして欲しくはない。そういう観点において、過去の事例を参考とすることは重要だと思う。
- 各自治体において整理して頂くための仕掛けとは、今までの災害対応の中で出てきた課題を提示することではないか。繰り返し起きている体制整備上の課題がある。項目を整理し準備して頂かないとこういう課題が生じる、ということを提示すればよいのではないか。
- その課題への解法の一つが兵庫県方式ではないか。兵庫県では、家屋被害認定士を県知事が認定し、市町村長が調査員の任命とり災証明発行業務を行う、と業務の切り分けを行っている。各都道府県でもこれに準じた整理をしていただくことが必要なのではないか。
- 大きな枠組みの整理も大切であるが、一方で事例の収集を通じて、その時々課題を整理していくことも重要である。事例収集の方法としては、体制整備に係る項目毎に事例を整理することが考えられる。

連絡先・問い合わせ先

内閣府 災害復旧・復興担当参事官補佐 椎名

TEL 03-3501-5191 (直通)